

〈 1. 書評論文 〉

1-3. 負の出来事と克服

山本昭宏『核エネルギー言説の戦後史 1945-1960 ——「被爆の記憶」と「原子力の夢」』
(人文書院、2012年)

濱田武士

1 忘却の不条理への抗い

ベネディクト・アンダーソンは、暴力的な死を伴う出来事は「われわれのもの」として記憶／忘却されなければならないという (Anderson 1983, 1991, 2006=2007: 335)。例えば、戦争や自然現象により被害がもたらされた場合、一定の期間を経て記念日の制定、記念行事の実施、モニュメントの設置などを通じて記憶／忘却されていくのである。これらのメカニズムによって、普段は過去の記憶として顧みられることのない負の出来事がある日、ある時、特定の場所で儀礼を契機として想起される。だが、こうした状況は生存者の存命中に生まれる場合がある。十分な支援がえられない生存者も存在する。本稿は、負の出来事からの克服をめぐる歴史認識をテーマとし、生存者の苦悩が置き去りにされる状況を忘却の不条理とよび、その状況が生まれることへの抗いを補助線に本書評対象本を読み解いていく。

東日本大震災の発生以来、いくつかの場所で、遺物の保存が検討され、例えば、岩手県陸前高田市では、震災による津波に耐えて残った一本の松は、その後枯死したにもかかわらず、幹の防腐処理などがされ、「奇跡の一本松」としていち早くモニュメント化された。この事例に限らず、モニュメント化に賛同する人々は、被害の様子をとどめることによって何かしらの教訓を引き出すこと、負の出来事を後世に伝えていくことを強調する。もう一方で、撤去を望む人々は、当時の悲惨な状況を想起させる痕跡は取り除くべきだと主張する。一部の自治体は、復旧・復興にとっての障害として、また保存費用に対する懸念から反対の意思を表明する。さらには、依然として被害状況の全容が確定していない段階でのモニュメント化の議論自体を時期尚早とする立場もある。とはいえ、震災後数年が経過した現段階では、遺物の多くは撤去されているのが実情である。たしかに、モニュメントの設置は被害に一区切りをつけて未来を志向するための、いわば復興のシンボルとなる可能性をもつ。その反面、被害の渦中に置かれている人々をめぐる実態への関心の低下を招く可能性をはらむ。

しかしながら、忘却の不条理への抗いはモニュメント化をめぐる現状からだけではなく、他の様々な被災者に対する支援活動を通じて考察することもできる。東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により放射能に汚染された地域をはじめとして、復旧・復興それ自体は、多くの課題を含み、長期間を要する。このような負の出来事後の通時的な過程

をモデル化すると、①復旧・復興が計画される（以下、プロセス①とする）。②計画の実行により一定の成果があがる（以下、プロセス②とする）。③その後も継続的に活動が行われる（以下、プロセス③とする）。忘却の不条理への抗いを考察していくうえで重要なのは、ともすれば記憶が風化してしまった将来の地点からは顧みられることのない、様々なアクターの意見が交錯する各プロセスを掘り下げることによって、負の出来事をめぐる表象を読み替え可能なものとして再想像していくことである。

そして、本書評対象本は、かつて広島や長崎にもたらされた原爆被害を事例に、主にプロセス①を対象として、今なお十分な支援がえられない被爆者が置かれている状況、つまり記憶の表象と実態の乖離を新たな歴史的評価を加えることにより批判的にとらえ返そうとする。本稿はこの議論を手掛かりに、普段は顧みられない原爆被害と、現在における原発事故の被害との接続を検討する。これを可能にする認識が、記憶／忘却のメカニズムによって生み出される負の出来事の非体験者と被災者の分断状況に対して、忘却の不条理への抗いを立ち上げることを論じる。

2 生存者の苦悩へのアプローチ

本稿は、負の出来事の発生後、その苦悩の経験をめぐる記憶／忘却に社会がどのように向き合い共有するのかを問題とし、忘却の不条理への抗いという点から負の出来事の克服をめぐる歴史認識を議論する。東日本大震災では、プロセス①において、まず被害の全容がはっきりとしない被災地にがれき除去などのためにボランティア等の多数の人々がおもむいた。その過程を通じて、被災者が社会生活を再開しはじめた現地に残された爪痕は、慰問、学び、さらには観光の対象ともなっていく。今後、プロセス②に移行すると、訪問者たちは被害の爪痕がほとんど消え去った復興した空間に出会うことになるだろう。一連の過程が制度として定着していくプロセス③では、苦悩の経験をめぐる記憶は、毎年3月11日の記念行事を通じて想起される象徴的な記号となっていくのかもしれない。

この一連の経過に見られるのは、プロセス①では、人々が負の経験にかかわることが、復興にかかわることを意味する点である。そして、忘却の不条理は、主にプロセス②から③において発生する可能性がある。人々は、被害の当事者や痕跡に実際に接触する機会が減少し、記号や言説などを通じて理解していくことになるのである。その結果、負の出来事後のある時点において、再生した都市やモニュメントなどを通じて、負の出来事を克服したとする歴史認識が浸透することになる。原爆被害に話を戻せば、このような歴史認識はすでに生まれている。これまでの復興プロセスを、平和記念公園や高層ビルが林立する今日と、壊滅的な状況となった被爆直後の様子とを結び付け、「平和都市」が成立してきたと振り返る進歩的な歴史観である。

原爆投下後の今日において被爆者の苦悩に接触する機会は非常に限定されたものとなっている。一つには、実際に出会うことである。たとえば、修学旅行では語り部との交流が行われることも少なくない。ここにみられるのは、こうした経験が、被爆者の手記などのテキストにリアリティをとらえる感覚を養い、負の出来事をめぐる多様な記憶の継承につながることである。

そしてもう一つは、復興プロセスを、苦悩の経験や取り巻く状況を視野に入れて振り返

り、新たな歴史的評価をもって再検討することである。このアプローチは、負の出来事に対する反省を踏まえたはずの試みが、結果的に忘却の不条理を生みだしてしまう価値観と共犯的な関係にあった点をとらえようとする。本稿で書評する『核エネルギー言説の戦後史 1945-1960——「被爆の記憶」と「原子力の夢」』（以下、本書とする）は、戦後の原子力エネルギーの平和利用体制がどのような経緯で実現したのかを、混沌としたプロセス①の時代における言説分析をもとに明らかにすることによって批判的に検討したものである。

3 「原子力の夢」と「平和利用」／「被爆の記憶」

著者の山本昭宏は、これまで近代化のなかでもエネルギー政策をテーマとして研究を行ってきた。「修士課程で大江健三郎の核問題への関与を、1960年代に限定して研究」し、その後「核時代の諸問題の根源に少しでも近づくためには特定年代の特定個人にこだわらないほうが良いと判断し、日本の物理学者たちの核エネルギー言説を分析対象に定めた」（本書：311）と述べているように、知識人や科学者の生み出した言説を通じて考察を行ってきた。

本書冒頭では、大江健三郎による原発政策の転換を主張する言説をもとに、東日本大震災の発生以来、原発政策を「被爆の記憶」に鑑みて再検討することが当然のような論理と心理が存在するといった現状認識を出発点として考察を進めている。原爆被害の経験と核エネルギーの平和利用という二つの異なる知的潮流が接続されることにより、原子力の研究開発を進めることが自明視されてきた事実の問い直しが生じているというのである。しかし、広島の大原爆をめぐるプロセス③にあたる現時点においては想像しにくい、プロセス①にあたる1950年代当時の終わりには、核エネルギーの「平和利用」が「被爆の記憶」と接合しながら推進されていく状況があったという。原爆被害を受けたがゆえに、日本は核エネルギーを平和的に使用する権利がある、という論理や心理が成立したのである。

本書の主張は、戦後の原発政策が、核エネルギーを平和的に用いるための検討が重ねられて実行に移される過程において生まれた「原子力の夢」の一つの形であるということである。この歴史的過程に対しては、今となっては、戦後日本社会の復興をめざした政策の一つとしてとらえる見方が主流である。だが、山本は、原子力政策推進の検討から決定に至るプロセス①には、以下に示すように、「原子力の夢」だけではなく、「被爆の記憶」が果たした役割を考察している。

被爆経験の想起は、「核戦争」の予感を高めつつ、原子力がもたらす輝かしい未来像に接続していった。そして「核戦争」が暗示する被爆経験は、「原子力の夢」を照らす光となることもあったのである。（本書：12）

核エネルギーの平和利用を実現しようとする機運は、「核戦争」のための「軍事利用」に対する不安や嫌悪感に支えられながらも、やがて原子力発電所建設という現実に帰結していく。山本によれば、その背景には、原子力エネルギーを平和的に用いようとする側と、原爆被害を顧みようとする側という意見や立場の異なる人々の相互作用が駆動力となったことが見逃せない。様々なアクターや思惑が複雑に交錯した結果として生まれたこのよう

なメカニズムを紐解きながら、核エネルギーが制度として定着していくプロセスを明らかにしている。

本書は、1945年8月から1960年のあいだに様々なメディアに掲載された核エネルギーに関連する言説を分析対象としている。著者があえて「核エネルギー」という用語を使う理由は、「軍事利用」と「平和利用」を一体としてとらえ、民事利用を含意する原子力という用語と区別するためである。新聞記事のほか、論壇誌、科学雑誌、女性誌、文芸誌、映画雑誌、サークル誌といった雑誌メディア、核エネルギー関連の書籍、文学作品、映画作品、平和利用キャンペーンのパンフレットなどのデータをもとに核エネルギー言説を収集・分析し、「平和利用」と「軍事利用」が矛盾なく結びつき、「原子力の夢」である原発政策の決定・実行に近づいていく当時の状況が明らかにされていく。

4 本書の内容

4.1 科学者たちと被爆の記憶

核エネルギー言説は、新聞、総合雑誌、科学雑誌などの紙媒体に掲載され、同様の語りが生産されることで浸透していった。第一章では、科学が信仰された社会状況において、物理学者が語る「原子力の夢」が流通していく推移が考察される。

戦後のGHQによる占領当時、原爆被害の報道を禁止するなどのプレスコードがしかけてはいたが、反米感情をあおらない言説は削除の対象にはならなかった。このような状況において、原子爆弾は「平和」の文脈で肯定的に語られた。大本営調査団に加わり、被爆地を調査した物理学者の仁科芳雄は、「原子爆弾を有するアメリカが『世界の警察国』として平和を維持してくれる」（本書：45）ことを語った。また原子爆弾を、「原子力の夢」を実現するためのものとして、「将来予測される核エネルギーによる恩恵への一里塚という意味」（本書：50）を込めて語った。台風の上陸を阻止する道具や化石燃料に代わる動力源として実用化することなどが「夢」であった。とはいえ、核エネルギーの「平和利用」が現実化した際に浮上する放射線問題が未解決であることを指摘する言説も存在した。これらの多様な認識は、ソ連が原子爆弾を保有する以前の国際関係、つまり核エネルギーの「軍事利用」と「平和利用」が必ずしも明確に区別されない状況を背景に生まれた。

そして、物理学者の湯川秀樹のノーベル賞受賞は、言説空間における科学者の地位をいっそう高めた。原子核物理の解説書が相次いで出版され、核エネルギーに関する言説が生産され、社会に浸透したのである。間もなくしてソ連の原爆保有が明らかになると、核エネルギーに関する言説は、「軍事利用」を否定的に、「平和利用」を肯定的に語るようになった。

サンフランシスコ講和条約発効によるプレスコードの解除は、原爆報道を解禁し、被爆体験に関する言説の急増、核エネルギー言説を掲載するメディアの広がりを生んだ。第二章では、このような状況の生成と、科学者が核エネルギーへの態度を決めたことが描かれる。

それまでにも、アメリカの公式見解と合致する認識を示した著作は出版を許可され、原爆関連書籍は増加していた。条約発効後に原爆報道が解禁されると、『アサヒグラフ』1952年8月6日号など被爆の被害を伝えるものが相次いで出版された。また広島平和記念公園の慰

霊碑の完成、映画『原爆の子』の公開にみられるように、事態は「被爆の記憶」の編成に向けて急速に進みはじめたのである。そして被爆関連の言説の増加により、核エネルギー言説が「軍事利用」の否定に方向づけられると、「平和利用」への期待が女性誌と経済誌にあらわれた。『婦人画報』1952年8月号は「原爆と私たちの道」の特集を組み、『エコノミスト』1953年1月3日号は「原子力の経済 原子力発電が実現したら」の記事を掲載し、未開発国の工業化に対する核エネルギーの寄与を語った。

このように、「原子力の夢」が盛んに語られ、「原子力時代」の到来を歓迎する機運の高まりの中で、科学者たちは、世界の趨勢から取り残されることを危惧し、政府に働きかけて核エネルギー体制を固めるための研究開発を語った。ただし、政治主導の研究体制の形成が、研究の自主性の喪失などの可能性を内包していたがゆえに、危機感を募らせる者も多かった。

4.2 メディアと被爆の記憶

1954年、アメリカの原水爆実験によりマーシャル諸島のビキニ環礁で操業していたマグロ漁船が被曝した。第三章では、この第五福竜丸事件が「被爆の記憶」を想起する契機となり、核エネルギーの「軍事利用」に反対する実践の開始・拡大の過程が明らかにされる。

東京都杉並区の主婦たちによる杉並婦人団体協議会が、国際法学者の安井郁を議長として結成した原水爆禁止署名運動杉並協議会は、「杉並アピール」と呼ばれる声明を発表し、事件を広島、長崎に次ぐ第三の核被害として位置付けた。第三の核被害として語ることで、第五福竜丸事件は「被爆の記憶」に編入されたのである。実施された署名運動は3000万の協力を集め、原水爆禁止署名運動全国協議会の全国大会が開かれると、広島市と広島県の代表が、広島市での原水爆禁止世界大会開催の要望を提出し、満場一致で採択された。

このような過程で、核エネルギーの平和利用の可能性を批判する議論の影響力が増していった。物理学者の朝永振一郎は、原子力の軍事利用への警鐘を鳴らす発言をし、核エネルギーを用いた「進歩の無謬性に対する疑義」（本書：131）を説いた。人文系の知識人たちもまた、事件を批判的にとらえる言説を生み出して、運動の拡大に寄与した。弁護士は、第五福竜丸事件を機に、アメリカの原爆責任を問う訴訟を行い、文学者は、1945年8月の被爆の問題に立ち返り、核エネルギーの実用化に伴う「軍事利用」の側面への再考を試みた。

原水爆実験に反対する実践がいくつも試みられたが、第四章では、その一つとして、メディアによる原子力「平和利用」キャンペーンが、「原子力の夢」の実現をめぐる紆余曲折していく経緯が描かれる。

第五福竜丸事件を機に生じた平和利用への疑義の高まりに対して、讀賣新聞社を中心に、核エネルギーの平和利用を賞揚する各種のキャンペーンが行われた。『讀賣新聞』1954年3月21日付夕刊では、「原子兵器の実験」と「対決」することで、「恐ろしいもの」を「すばらしいもの」に転じさせるべきという内容を報じた。知識人たちも同様の認識を表明した。ほかにも、原子力平和利用博覧会では、被爆遺構を展示することで「被爆の記憶」を呼び起こし、さらに第五福竜丸の舵の展示で原水爆の恐怖を付け加えて「原子力の夢」へと接続させるストーリーを描いた。1955年に開催された、核エネルギーの「平和利用」を促進するための原子力平和利用国際会議に関しては、『讀賣新聞』1955年8月12日付朝刊にお

いて「死の灰」を出さない核融合反応として「水爆の平和利用」を喧伝した。

中央紙の論調が原子力の「平和利用」を強調する中で、被爆地広島中国新聞社も同調する報道を行った。1956年5月に原子力平和利用博覧会が開催されると、『中国新聞』紙上においてキャンペーンを展開し、1956年5月15日夕刊において中曽根康弘の『被爆の記憶』を『原子力の夢』へと接続させようとする言説の最も典型的な例（本書：172）の語りを掲載した。

以上のように、核エネルギーの「平和利用」言説は、メディアを通じて社会に浸透し定着しつつあった。だが、その一方で、第五福竜丸事件後しばらくして、核実験による「死の灰」が問題視され、「平和利用」の称揚に歯止めをかけようとする言説が登場し始めた。「平和利用」の旗振り役を務めてきた讀賣新聞社でさえ、原子力時代の到来を歓迎する論調を修正する動きを見せ、論壇誌もまた原子炉の導入を急ぐ「平和利用」キャンペーンを諫めるかのような議論をするようになった。

とはいえ、「原子力の夢」それ自体は、各地で行われた原子力研究所の誘致活動を経て、茨城県水戸市の東海村に原子力発電所の設立決定に帰結した。第五章では、その実施に向けて前進していく様子について触れている。

設立決定後、「原子道路」と呼ばれる道路の敷設や、「原子力ようかん」の発売などの東海村ブームが生じた。だが同時期には、イギリス政府が南太平洋クリスマス島周辺を危険区域に指定し、水爆実験を行った。国内世論は第五福竜丸事件を想起し、再び「死の灰」や「放射能雨」に対する警戒を強めた。このように『平和利用』への熱い期待と『軍事利用』への厳しい批判が併走していた中（本書：192）で、事態は新たに導入する原子炉をめぐる沸き起こった科学者間の論争に移行する。

1959年7月、原子炉の安全性をめぐる、原子力委員会主催の公聴会が開かれると、耐震性、放射線障害の対策、事故時の安全対策などが争点となった。なかでも、事故時の近隣住民の立ち退き範囲の問題について科学者の間で見解が分かれた。しかし、原子炉導入の議論についての報道は、『朝日新聞』1959年8月1日朝刊の「学会代表また対立 コールダーホール発電炉公聴会」というものがあつたが、その内容に関しては、「安全性に関する議論は冷ややかに報じられていたことは否定できない」（本書：205）ものだった。

4.3 広島と被爆の記憶

GHQの占領下ではプレスコードがしかれてはいたが、そのような状況においてもなお「被爆の記憶」が世に問われた。第六章では、この実践のうち、いかなる小説作品が生み出されたかを紹介し、その特徴を探っている。

阿川弘之は、広島市に生まれ、海軍に入隊し従軍していたので、実際に原爆を体験してはいない。広島原爆をテーマとし、雑誌『世界』1946年9月号に発表した短編小説「年年歳歳」は復員し、広島で家族と再会した後の交流を描いている。主人公は、母親による被爆体験の語り直しという方法により、原爆体験を説明する。復員兵の主人公の認識は、原爆を知らない人々の認識と重なり、被爆地広島へのまなざしと対応している。雑誌『新潮』1947年12月号に発表した原爆の惨状をあらわそうとする短編小説「八月六日」と合わせて、体験者の声や情報をもとに再構成された。

一方、『屍の街』を発表した被爆体験者の大田洋子は、その体験を小説化するにあたり、

言葉と対象の不一致という問題に直面した。作品に関し、大田自身は、小説の体をなしていない手記と評した一方で、評論家などは、体験に基づく被爆の描写を評価した。「大田が志向した『新しい描写の言葉』は体験者による『記録文学』として受容された」（本書：242）のである。その描写とは、新聞記事に掲載されて流通していた被爆体験を作品に用いる形をとった。被爆という「一瞬にして異なる様相を帯びた世界」を経験することで「居場所を失ってしまった者が持つ自己疎外の感覚」（本書：246）を持たざるをえなかった大田が現実との接続を維持するために獲得した方法だった。

第七章では、新たにいくつか生まれた地方の文芸同人誌についてふれている。これらは、小説や評論という文芸作品の発表の場、相互批評による切磋琢磨の場、さらには東京の中央文壇への足掛かりの場でもあった。

1950年、広島の手書きが集まり「広島文学協会」を結成し、翌年、地方文芸誌『広島文学』が創刊された。創刊号では、原爆をテーマにした「原爆文学」を開拓する期待が語られてはいたが、第二号も含めて、「原爆文学」を中心にしては構成されなかった。このテーマは、中央文壇からの、原爆の経験をもとにした文学が開拓されない状態に対する批判を機に、年長世代に加えて若手世代も描き始め、雑誌の中心となった。だが、内部では、若手世代による原爆作品をめぐる世代間の見解の相違が生まれた。年長世代の体験者は、原爆の悲惨に言及しなければならないと主張したが、若手世代は、体験から距離を取り、「原爆文学」の新たな方向性を模索したのである。

サークル誌『われらの詩』は、詩人の峠三吉が中心的役割を担った「われらの詩の会」によって創刊された。「われらの詩の会」は、被爆体験の記憶を、貧しい生活実態の告発という労働運動の関心と関連させながら詩に組み込んだ。想起された被爆体験を、戦後復興が取り残した貧困問題へと方向づけたのである。同時に、平和運動を行い、原子兵器の絶対禁止を求める詩をもとに「平和特集号」と銘打った第八号を刊行した。その後、その中心メンバーが新たなサークル活動を始め、「われらのうたの会」を立ち上げると『われらのうた』を創刊した。

5 「原子力の夢」と「被爆の記憶」

「被爆の記憶」をもとにして科学者やメディアは、当初、核エネルギーの「平和利用」に対する警鐘を鳴らし、広島に携わる人々は、「平和利用」を模索する社会に対する戒めを説く形で忘却の不条理への抗いを立ち上げた。

科学者は、当時、「核エネルギー解放の負の側面である放射線障害についての知識を多少なりとも有」する存在であった。この意味で、彼らは、台風対策などの「原子力の夢」を語りながらも、核エネルギーの「平和利用」が模索される状況に対して、批判的視点を提示することができた。しかし、実際には、「原子力の夢」は、自由党、改進黨、日本自由党の保守三党によって原子力予算が提出され、核エネルギー研究の開発体制に前進した。科学者の批判的知識は、この決定以降、十分に顧みられなくなっていった。

メディアは、核エネルギーの「平和利用」が模索される事態に対して、促進もすれば待ったをかける材料を提示する存在だった。この意味で、第五福竜丸事件の発生により、「原子力の夢」と「被爆の記憶」が拮抗してくるかに見えた状態に対しての議論を深める役割

を担っていた。だが、実際には、その言説は『『平和利用』キャンペーンによる『原子力の夢』の膨張を押しとどめる力にはなり得』（本書：180）ずに、実現に進む事態に対し、批判的視点を提示することはなくなっていった。核エネルギーが定着していく過程で解消されずにいた安全性への不信を払しょくするアクターにはなりえなかった。

文芸に携わる主体として、被爆の非体験者の阿川弘之は、原爆投下による被爆体験を小説という形で世に示した。とはいえ、被爆者自身の体験がほとんど聞き入れられなかった状況では、被爆者の証言を用いて構成する試みは「占領下日本における被爆者の声の略奪と、被爆の実態を見えないようにする占領軍の抑圧」（本書：235）を反映する結果となった。また、「広島文学の会」は、文学が原爆にどう向き合うのかという問題を提示した。だが、世代間対立を経験することによりえられた「原爆文学」のテーマとなる問題関心をもとに、具体的な作品が生み出されることはなかった。原爆詩に携わる「われらの詩の会」は、朝鮮戦争の勃発を契機として、政治目標を優先する詩を増加させた。しかし、被害にあえぐ人々の心情を切り捨てる結果に至り、結局、会の運動の方向性をめぐる対立が原因となって解散した。また、「われらのうたの会」は、感情的・抒情的な方向性を見出した。だが、非体験者が原爆をいかに書くかという問題提起がされると、質的上達を目指す点から画一化した詩作の方向性が批判の対象となり、やがて団体の活動は停滞していった。

以上、各アクターの実践と状況の推移にみられるように、「被爆の記憶」は、結果的には、「平和利用」としての原発政策に対する抑止力にはならず、むしろ駆動力として「原子力の夢」の構成要素となった。山本は、意見や立場の異なる様々なアクターの言説を読み解きながら終章において「被爆地広島で編成された核エネルギー言説には、なにか固有の論点を見出すことができるのだろうか」（本書：300）と述べ、「広島」が「原子力の夢」を待望していたとして次のように考察している。

「原子力の夢」に関していうと、広島は被爆体験を何とかポジティブなものに転化させたいという心情から、「原子力の夢」を支持していった。それは結果としてアメリカとマスメディア主導の「平和利用キャンペーン」を受け入れることになった。原水禁署名運動の隆盛期における広島の人びとが、被爆者の生活実態に目を向けつつ、被爆者と共に「原子力の夢」を見、自ら夢を膨らませていったという側面を否定しきるのは難しい。（本書：300-1）

敗戦後、国家により打ち出された復興プロジェクトの一つとしての原発政策が制度化していく過程で、「被爆の記憶」が息づく広島でさえも「原子力の夢」の実現に加わっていったことが主張されている。十分な支援体制が整っていなかった当時、たしかに、核エネルギーの「平和利用」に期待を抱き、生活の向上を願う人々は少なからず存在しただろう。このような人々を視野に入れれば、プロセス①からは忘却の不条理への抗いの終わりをとらえることができる。だが、見方を変えれば、十分な支援体制が整っていなかったがゆえに、被爆者を差し置いて進展するプロジェクトには賛同せず、一刻も早い支援を望む被爆者や関係者の存在をとらえることもできる。この観点からすると、プロセス①以降においてもなお、忘却の不条理への抗いが、別の実践において立ち上がっていた可能性を指摘できる。

6 忘却の不条理への抗いのゆくえ

例えば、広島における原爆ドームの現状もまた、戦後復興に関して、被爆者の苦悩を視野に入れてその保存プロセスを振り返り、新たな歴史的評価を加える対象の一つである。

広島原爆ドームは、戦後 70 年近くが経過しようとする今でこそ保存すべき対象となっている。しかし、プロセス①において、廃墟の外観のまま残すのか、それとも撤去するのかの相反する立場による議論が沸き起こり、1949 年には、広島市が市民意識を明らかにするための世論調査を実施した。保存を希望する人々は「記念のため」や「戦争のいましめ」を、撤去を希望する人々は「惨事を思い出したくない」を理由としてあげていた。前者は、悲惨な状況の継承を、後者は、支援がえられない状況への異議を主張していたのである。忘却の不条理への抗いは、これらの賛否両論をもとにした「存廃問題」を通じて立ち上げられたのである。

プロセス②に移行すると、広島市は特別法として制定された「広島平和記念都市建設法」による復興の後押しをうけ、近代的な都市として再生しつつあった。このような状況において、被爆者への関心が高まり、救援体制が、1957 年に「原爆医療法」が制定される形で整備された。とはいえ、実際には治療保障のみの支援で、しかも対象範囲が限定的であったがゆえに、対象者の拡充、生活保障などの救援体制の改善をめざして被爆者救援運動が実施された。これもまた、忘却の不条理への抗いをもとにしていた。1960 年に開始した原爆ドームの保存運動は、この運動に組み込まれ、被爆被害に対する社会的関心を高める一翼を担った。

そして、プロセス③になると、被爆の痕跡の多くが消失した広島市において、原爆ドームは、原爆被害からの復興を達成した「平和都市」の象徴的な存在とみなされた。1990 年には、世界的な反戦運動を背景に補修のための保存運動が再び行われ、1996 年には、反核兵器運動を背景に世界遺産化運動が行われたのである。この段階に至り、保存運動は、被爆者救援というよりも「平和」を構築するための実践に変容したのである。世界文化遺産登録により原爆ドーム脇に設置された以下の説明版は、この実態を端的に示している。

世界遺産原爆ドーム

人類史上最初の原子爆弾による被爆の惨禍を伝える歴史の証人として また 核兵器廃絶と恒久平和を求める誓いのシンボルとして「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」に基づき世界遺産一覧表に記載された 広島市

遺産化された原爆ドームは、被爆被害の多様な経験を「被爆の惨禍」として過去に追いやり、被爆を「平和」と結びつけてとらえなおすための歴史認識を構成する一要素となった。原爆ドームの保存は、プロセス③において、平和の実践という新たな意味が付与され、忘却の不条理への抗いという目的を失ったのである。

7 負の出来事の克服

本稿は、忘却の不条理への抗いを補助線として、負の出来事の発生後をプロセス①②③の3段階に区分し、復旧・復興に向けた実践が、結果的に生存者の苦悩を置き去りにする経緯をみてきた。本書評対象本では、「1970年代以降の『反原発』『脱原発』の議論に強い関心を抱いてきた」（本書：312）という山本が、その議論の根源を探るためにプロセス①において核エネルギーの「平和利用」が原発政策の計画・実行に進展していく事例を通じて明らかにした。そして、1950年代を通じて生じた歴史認識、つまり「原子炉の安全性に関する論争が、国民の関心から離れていった」ことを指す「知のブラックボックス化」（本書：188）が、以後の核エネルギーをめぐる輿論のサイクルの背景をなしていることをつきとめ、次のように読み解いている。

まず、公害問題や原発事故を契機にして核エネルギーの「平和利用」が批判的に捉えられるようになる。そして、その中で1945年8月6日と9日が想起され、「被爆の記憶」は原発反対の根拠として位置づけられる。しかし、それらはすぐに沈静化してしまい、結局はなし崩し的に原発のリスクを選択し続けることになる…。（本書：307）

「反原発」や「脱原発」の議論や実践は、プロセス②の1960年代以降も断続的に行われた。だが、原発政策の計画・実行が、戦後日本の経済成長のためには不可欠の要因となり、それに伴いリスクの側面への関心が低下すると、もはや忘却の不条理への抗いを意味するものではなくなったのである。

これに対し、本稿では、原爆ドームの保存の事例を取り上げ、プロセス①②③をもとに忘却の不条理への抗いの発生から終焉を検討し、記憶の表象と実態の乖離への新たな批判的視点を加えた。プロセス③において、原爆ドームは世界文化遺産に登録され、広島が「平和都市」となるための不可欠の要素となった。原爆ドームを後世に残すことは、原爆ドーム自体を「平和」を希求するモニュメントに至らせ、結果的に未来を志向させる忘却の不条理を生み出す実践となったのである。

以上の事例を通じて明らかになったのは、忘却の不条理への抗いが、復旧・復興プロセス、つまり負の出来事の克服に向けた歴史過程の中で立ち上がってはやがて消えていくメカニズムである。だが、プロセス③における別の事例、例えば、被爆者援護運動に目を向けてみたい。かつて非体験者は、第五福竜丸事件とそれに伴う原水爆禁止世界大会の開催によって原爆被害に関心を示し、被爆者援護運動を通じて、苦悩の被爆者との距離を縮めた。それも今日では、一部の人々によって担われているにとどまる。とはいえ、この現状は、忘却の不条理への抗いが今なお立ち上がり続けていることを示している。

当初は、「原子力の夢」の追求も原爆ドームをめぐる存廃の議論も、被爆者への支援や関心の喚起を目的としていた。しかし、負の出来事の克服に向けた歴史過程の中で「復興」や「平和」と結びつきながら、進歩的な歴史観を含む実践に変容した。こうしたプロセスを振り返ると、苦悩の被爆者に対する支援は、そもそもこのような理念や価値観とは一線を画していた。この実践がめざした負の出来事の「克服」は、苦悩の被爆者に対する権利獲得の実現であった。それゆえ、実現に至るまで、忘却の不条理への抗いは消えることは

ないのである。

東日本大震災の発生直後から、モニュメント化を一例として、「復興」にむけて様々な議論・検討がはじめられているように、被災者は、早くも記憶／忘却される状況に置かれている。ある時には可視化され、またある時になると不可視化され、支援が行き届くかが不確定の日々を過ごす。とりわけ「復興」または「平和」の実践が、被災者に対し、はからずも分断をもたらしかねない現状を、苦悩の社会的忘却として問題化する視点に立てば、現時点をとらえなおし再想像するための新たな認識が必要となる。そのための作業が、今となっては苦悩の被爆者を忘却させる装置の一つとなっている原爆ドームを通じ、保存にまつわる計画、制度、モノなどに関する言説や記号に対し、歴史的に付与された「平和」「復興」を読み直し組み替えることである。こうした試みが、「被爆の惨禍」をとらえなおし、苦悩の被爆者にまなざしを向けることを可能にする。このようにして得られた認識をもとに原発事故がもたらした被害をとらえることが、被災のリアリティを感受し、忘却の不条理への抗いを立ち上げることにつながるのである。本書評対象本が、負の出来事の発生後において、「被爆の記憶」という視点を組み込み「原子力の夢」が現実化していくプロセスをとらえなおす試みは、負の出来事の非体験者がいつまでも苦悩の社会的忘却を乗り越えることに向かわせる示唆を与えてくれるのである。

[参考文献]

Anderson, Benedict, 1983, 1991, 2006, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, Verso (=2007、白石隆・白石さや訳『定本 想像の共同体』書籍工房早山).

(はまだ・たけし 大学院研究員)